

答弁書の作成から、地方自治のあり方を学ぶ

あしコミュニティ研究所 浦野 秀一

議会答弁の相手は、質問された議員に対するだけではありません。それは、議会全体に対して行政としての方針を示すものであり、住民に対して行政としての方向を明らかにするものであり、さらに行政全体に対してその指針を示すものでもあります。

地方分権時代は、地方自治新時代といわれます。そのような時代にあって、地方議会は大きな命題に直面しています。つまり、地方議会はなぜ存在するのかといった存在意義と、住民にとって「私たちの議会」と思ってもらえるにはどのような議会になっていかなければいけないのかといった議会改革のあり方を模索するという命題です。行政執行部としてそのような議会とどのように対応していくかということが、答弁書作成の奥にあるのです。

地方自治体の担い手は、住民と行政（執行機関）と議会（議決機関）です。地方自治法は執行部優位とはいわれますが、議会が議決してくれなければ1円の予算も執行できないのが行政です。

昔、アメリカでこんな話がありました。「役所（役場）の仕事をどんどん民間開放していったとき、最後まで残った職場が一つありました。それはどこでしょう？」という質問です。答えは議会事務局です。議会の重要性を問うたものでした。

それほど重要な議会ですが、各自治体の行政は、おおむね従来の伝統と習慣によって議会との対応を図ってきたのが実情ではないでしょうか。また議会の方も、執行部が提案してきた案件に機械的に議決を重ねるだけの、まさに行政の追認機関となっていたきらいがあります。そのようなことを背景に、一部の住民から「議員定数削減要望」などが出てくることになるのでしょうか。議員定数は何人か適当か。これには即答できません。なぜなら、現在の地方議会の多くは、地方自治法が期待している議会運営をやっていないからです。

では、地方自治法が期待している議会のあり方とは何か、一問一答方式や反問権などが保障されることになったらこの答弁はどのようにしていくべきなのだろうかといった次の議会のあり方を念頭に置いた上で答弁書の執筆にあたる必要があります。

行政執行部と議会は対等関係です。その対等の一翼が改革の方策を模索することは、一方の行政の質の向上にもつながるからです。

議会答弁書の作成は奥が深いのです。自治を担う公務員としての力量が問われるものです。答弁書の作成を通して、これからの地方自治のあり方も学びたいと思います。



1946 年東京都生まれ

1969 年早稲田大学第一法学部卒業 埼玉県川口市役所へ入所
人事・議会・広報広聴・企画を歴任

1985 年～1988 年（財）埼玉総合研究機構へ出向 主任研究員

1971 年 ネパール王国訪問 東洋的なまちづくりの手法を学ぶ

1992 年 川口市役所退職

1988 年～2009 年 国土交通省 地域振興アドバイザー

（社）日本広報協会 広報アドバイザー

観光大使：北海道函館市、岩手県大船渡市、茨城県鹿嶋市、大分県竹田市